

事務連絡  
令和6年1月30日

龍ヶ崎市指定居宅介護支援事業所 管理者 様  
龍ヶ崎市指定地域密着型（介護予防）サービス事業所 管理者 様  
龍ヶ崎市東部地域包括支援センター 管理者 様  
龍ヶ崎市西部地域包括支援センター 管理者 様  
龍ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所 管理者 様

龍ヶ崎市健康スポーツ部介護保険課長

### 介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」の運用開始 について（通知）

日頃より、当市の介護保険行政の運営につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービス等に係る指定申請届出の手続きは、これまで所定の様式による紙媒体で提出いただいておりますが、このたび厚生労働省が提供する「介護サービス情報公表システム」における「電子申請届出システム」の運用を開始しますのでお知らせいたします。本システムの導入により、システムに直接様式・付表などの入力が可能になり、添付書類もシステム上で一緒に提出することができるため、文書作成の負担が軽減されるほか、書類の郵送や持参等の手間が削減されるなど、事業所の業務負担軽減につながることを期待されます。

当市においては、本システムの運用等に関し下記のとおり取扱う予定ですので、各事業所管理者様におかれましては、本システム導入の趣旨をご理解いただき、事前準備及び円滑な運用にご協力くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 電子申請届出システム導入の背景・目的

「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続きを完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。」と定め、令和7年度末までにすべての地方公共団体において電子申請届出システムの利用を開始することとされました。

## 2 受付可能な申請届出の種類及び受付開始時期

申請届出の種類	受付開始時期
新規指定申請	令和6年5月1日から（※1）
指定更新申請	
変更届出	令和6年4月1日から（※2）
廃止・休止届出	
再開届出	
指定辞退届出	
指定を不要とする旨の届出	
加算に関する届出	

※1 令和6年6月30日までに新規指定を受けたい事業所又は同日までに指定期間満了を迎える事業所は、紙媒体により申請してください。令和6年7月1日以降に新規指定を受けたい事業所又は同日以降に指定期間満了を迎える事業所は、原則として電子申請届出システムにより申請してください。

※2 市への提出日が令和6年4月1日以降となる届出から開始します。

例) 変更届出について、変更年月日が令和6年3月31日以前であっても、市への提出が4月1日以降となる場合は電子申請届出システムにより申請。

## 3 電子申請届出システムの操作方法について

別紙2「電子申請・届出システム操作ガイド（事業所向け）説明動画」や厚生労働省HPをご確認ください。

## 4 電子申請届出システムの利用にあたり必要な事前準備について

別紙3「電子申請・届出システム利用準備の手引き」をご確認ください。

なお、特に以下の2点については、準備に時間を要する場合がありますのでご注意ください。

### (1) GビズIDの取得について

本システムはGビズID（※3）を使用してログインしますので、利用にあたってはGビズIDの取得が必須です。発行手続きには申請が必要で、書類審査には2週間程度かかりますのでお早めをお願いします。

※3 GビズIDとは、法人・個人事業主向け共通認証システムのことで、GビズIDを取得すると、一つのID・パスワードで複数の行政サービスにログインできます。

### (2) 登記情報提供サービスの利用について

申請届出に係る添付書類のうち、登記事項証明書（原本）の提出については、法務省の「登記情報提供サービス」（※4）をご利用ください。サービスの利用開始には利用登録が必要となりますのでお早めをお願いします。

※4 登記情報提供サービスは、法務局にて紙の登記事項証明書を発行してもらった代わりに、ウェブ上で電子照会をかけることができます。電子照会により発行された照会番号を記載して申請することにより、登記事項証明書の添付を省略することが可能です。

## 5 添付書類の削減について

本システム導入に併せて、各種申請届出に必要な添付書類の見直しを行い、令和6年4月1日より添付書類の種類を削減する予定です。削減後の添付書類一覧は、電子申請届出システム内の添付書類をアップロードする画面上でご確認いただけるほか、市公式ホームページの該当ページも更新を行う予定です。

## 6 デモ環境の活用について

デモ環境では、共通IDを使い申請届出の試行が可能です。GビズIDを取得する前でも操作をお試しいただけますので、ご活用ください。詳細は別紙4「電子申請届出システムデモ環境ご利用にあたり」をご確認ください。

## 7 その他（リンク集）

- ・ 電子申請届出システム（本番環境）URL（※5）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※5 本番環境は現在調整中のため、令和6年4月1日までは申請いただけません。

- ・ 電子申請届出システム（デモ環境）URL

<https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ・ GビズID登録URL

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- ・ 登記情報提供サービスURL

<https://www1.touki.or.jp/>

- ・ 厚労省HP（電子申請届出システム）URL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

### 【問い合わせ先】

龍ヶ崎市健康スポーツ部介護保険課  
介護保険グループ 鈴木（裕）

TEL 0297-64-1111（内線 281）

FAX 0297-60-1589